白老町教委公告第７号

入札の公告

公募型プロポーザルの実施について

次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和８年５月２２日

白老町教育委員会

教育長　井　内　宏　磨

１　業務名　白老町地域クラブ運営本部業務

２　業務の目的

本業務は、令和７年１２月に国が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の趣旨に基づき、地域クラブの実施のための基盤となる環境整備を図るとともに、地域クラブ活動の一層の推進を図るものであり、少子化が進み学校部活動の維持が困難となっている現状を踏まえ、生徒が自分の興味又は関心に応じて選択できる放課後活動等の環境を提供し、将来にわたりスポーツ、文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域と学校との連携及び協働によりスポーツ及び文化芸術活動の場を整備、運営することを目的とする。

３　業務の概要

（１）業務内容

白老町教育委員会が令和８年度に設置する白老町地域クラブ運営本部に係る業務を委託する。詳細は「白老町地域クラブ運営本部業務委託仕様書」のとおり。

（２）委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日までとし、単年契約とする。

なお、毎年度評価を行い、問題がない限り２年度目及び３年度目は一者随意契約とする。

（３）提案限度額

１か月２７５，０００円（税込）を上限とする。

４　実施の公表

（１）公表方法：公告及び白老町公式ウェブサイトによる公表

（２）公表日：令和８年５月２２日（金）

５　実施説明会　実施しない

６　実施要領の質疑等

（１）方法：質問票（様式任意）を添付し、電子メールにて送信すること。

担当：白老町教育委員会教育部教育課

E-mail：shougai@town.shiraoi.hokkaido.jp

（２）受付期限：令和８年５月２７日(水)まで

回答期間：受付日から

回答方法：電子メールにて回答

７　参加資格要件

（１）　白老町競争入札参加資格を有すること。(白老町業務発注に係るプロポーザル方式実施要綱第５条)

（２）　北海道内に本店又は支店、営業所、出張所の所在地として営業している者

（３）　業務開始日までに白老町内に拠点を設置し、白老町地域クラブ運営本部を運営することができる者

（４）　本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び組織体制を有していること。

（５）　本業務と類似する業務において、完了した実績を有すること

※本業務と類似：他自治体における、子ども又は青少年を対象とした地域クラブ活動又は民間クラブ活動の運営受託実績

（６）　団体又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと

ア　地方自治法施行令第１６７条の４の競争入札参加排除の規定に該当する者

イ　参加意向提出書の提出から契約締結時までのいずれの日に、白老町競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者または指名停止措置要件に該当する行為をした者

ウ　地方自治法第２４４条の２第１１項（指定管理者の指定の取り消し・停止）の規定による取消を受けたことがある者

エ　会社更生法による更生手続開始前の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者

オ　国税及び地方税等を滞納している者

カ　都道府県公安委員会が指定する暴力団または暴力団連合体の構成員を役員（法人格を有しない場合は代表者）並びに支配人及び営業所等の代表者として使用している者

８　参加意向表明

（１）参加表明書提出期限：令和８年５月２９日(金)

※受付時間：役場開庁日の８時３０分から１７時１５分まで

（２）提出先：〒059-0906　北海道白老郡白老町本町１丁目１番１号

白老町教育委員会教育部教育課社会教育係

（３）提出方法

参加表明書（様式第１号）を次の必要書類を添付のうえ、持参又は郵送（簡易書留又は書留）により提出すること（提出期限内必着）

①法人概要（様式任意）

②類似業務実績調書（様式第２号）

③暴力団排除に関する誓約書（様式第７号）

（４）参加資格審査結果の通知

参加資格の審査結果については、提案資格審査結果通知書（様式第３号）により令和８年６月１日頃に通知します。

９　提案書作成要領

（１）作成方法：別紙「白老町地域クラブ運営本部業務委託提案書作成要領」による。

（２）提案書提出期限：令和８年６月１９日(金)

※受付時間：役場開庁日の８時３０分から１７時１５分まで

（３）提出先：〒059-0906　北海道白老郡白老町本町１丁目１番１号

白老町教育委員会教育部教育課社会教育係

（４）提出方法：持参又は郵送（簡易書留又は書留）とする。(提出期限内必着)

（５）提出部数：１０部

（６）提案書の取扱い

①提出された書類については、変更は認めない。また、理由の如何に関わらず返却はしない。ただし、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めること及び記載内容に関するヒアリングを行うことができる。

②提出書類に記載された事項は、企画提案書と併せて契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項があると白老町が判断した場合は、白老町と受託者との双方協議を行い解決する。

１０　応募の辞退

（１）提出方法

プロポーザル参加辞退届（別紙様式）により、持参又は郵送により提出すること（提出期限内必着）

（２）提出期限：令和８年６月１９日(金)

１１　受託候補者の選定

（１）選定委員会の設置

白老町地域クラブ運営本部業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が受託候補者を選定する。

（２）審査内容

提案書、プレゼンテーションの内容を下記の項目に基づき評価、採点した合計点の最高得点の者を選定する。

（３）評価項目及び点数配分：別紙「提案書作成実施要領」による。

（４）失格事項

白老町業務発注に係るプロポーザル方式実施要綱第１８条に規定する提案資格を満

たさないこととなった場合。

１２　プレゼンテーションの実施

提案については、上記９による提出書類のほか、提出書類の内容に基づくプレゼンテーションを行うものとする。

（１）実施日：令和８年６月２２日頃（予定）　※提案者に別途通知する。

（２）実施場所：白老町中央公民館

（３）実施方法

プレゼンテーションは、選定委員会において選定委員に対する提案の説明（１５分）、選定委員から提案者への質疑応答（１５分）を提案者ごとに実施する。

提案説明に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクターは教育委員会が用意し、その他必要な機材については事前に申し出を行い、許可された場合のみ会場に持ち込むことができる。出席者の上限は３名までとする。

１３　結果の通知・公表

（１）結果の通知：令和８年６月２３日頃（予定）に結果通知書により通知する。

（２）公表内容：選定業者名及び契約予定金額、その他必要な事項

（３）公表方法：白老町公式ウェブサイトに掲載

１４　非選定理由の説明要求

（１）要求方法：書面にて理由を求めることができる。

（２）要求期間：通知日の翌日から起算して７日以内

１５　契約保証金

（１）取扱い：契約金額の１００分の１０。ただし、免除規程あり。

１６　スケジュール

事業の公表・実施要領等の配布	令和８年５月２２日(金)
質疑受付の締切	令和８年５月２７日(水)

参加表明書の提出期限	令和８年５月２９日(金)
提案書・見積書等の提出期限	令和８年６月１９日(金)
辞退届の提出期限	令和８年６月１９日(金)
プレゼンテーションの実施	令和８年６月２２日頃予定
結果の通知・公表	令和８年６月２３日頃予定
非選定者説明要求期限	通知日の翌日から起算して７日以内
契約の締結	令和８年７月上旬

１７　その他

（１）本プロポーザルに関して、提案者側に発生する費用については、すべて提案者の負担とする。

（２）受託候補者選定後、受託候補者と協議のうえ、業務委託契約仕様書の確定を行う。

（３）採用した提案書等の著作権は白老町教育委員会に帰属する。

（４）本プロポーザルに関して提案者は、「白老町地域クラブ運営本部業務委託提案書作成要領」に定めるもののほか、白老町業務発注に係るプロポーザル方式実施要綱、その他法令等に定める規定を遵守しなければならない。